

令和 5 年 9 月

市議会定例会提出議案説明書

総務部 総務課

提出議案件数

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 1 議案 | 44件 |
| (1) 条例 | 4件 |
| | (制定1件、改正3件) |
| (2) 予算 | 14件(補正14件) |
| (3) 決算 | 21件 |
| (4) その他 | 3件 |
| ① 財産取得について | 2件 |
| ② 福島県市町村総合事務組合同規約の変更について | 1件 |
| (5) 人事 | 2件(追加提案予定) |
| ① 川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて | |
| ② 磐崎財産区管理委員選任の同意を求めることについて | |
| 2 報告 | 4件 |
| ① 令和4年度いわき市一般会計継続費精算報告書について | |
| ② 令和4年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について | |
| ③ 健全化判断比率等の報告について | |
| ④ 専決処分の報告について | |
| 3 提出 | 5件 |
| ・ 公益財団法人いわき市教育文化事業団外4法人の経営状況について | |
| 4 諮問 | 1件(追加提案予定) |
| ・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |

| | | | |
|------------------|---|-------|-------------|
| 議案番号 | 第1号 | 所属部課名 | 都市建設部 都市整備課 |
| 案件名 | いわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業施行規程の制定について | | |
| 主 な 内 容 | <p>市が施行するいわき都市計画事業湯本駅周辺土地区画整理事業に関して必要な事項を定めるため、土地区画整理法（以下「法」という。）第53条第1項の規定により、本規程を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">（ 主 な 制 定 内 容 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行地区に含まれる地域の名称（第3条関係） いわき市常磐湯本町天王崎の一部 2 事業の範囲（第4条関係） 法第2条第1項及び第2項に規定する事業 3 事務所の所在地（第5条関係） いわき市平字梅本21番地 いわき市役所内 <p style="text-align: center;">（施行日 法第55条第9項の規定による事業計画の決定の公告があった日）</p> | | |
| 摘 要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施 行 者 いわき市 ・ 施行期間 令和5年度～令和12年度 ・ 施行面積 約1.4ha ・ 総事業費 2,188,000千円 ○ 法第2条第1項及び第2項に規定する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業 ・ これらの事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業 | | |

| | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|
| 議案番号 | 第2号 | 所属部課名 | 消防本部 | 予防課 |
|------|-----|-------|------|-----|

| | | | | |
|-----|-------------------|--|--|--|
| 案件名 | いわき市火災予防条例の改正について | | | |
|-----|-------------------|--|--|--|

| 主 な 内 容 | <p>令和5年5月31日に公布された「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」により対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 蓄電池設備に係る基準等の変更（第13条及び第49条関係） 規制対象とする蓄電池設備の指定に係る単位を、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めるとともに、蓄電池設備の設置の届出の対象を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,800アンペアアワー・セル以上</td> <td style="text-align: center;">20キロワット時を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 炭火焼き器の離隔距離の追加（別表第3関係） 建築物等からの火災予防上安全な距離として、炭火焼き器に係る離隔距離を定める。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 6 年 1 月 1 日)</p> | 現 行 | 改 正 | 4,800アンペアアワー・セル以上 | 20キロワット時を超えるもの |
|-------------------|--|-----|-----|-------------------|----------------|
| | 現 行 | 改 正 | | | |
| 4,800アンペアアワー・セル以上 | 20キロワット時を超えるもの | | | | |

| | |
|--------|--|
| 摘 要 | <p>○ 現行の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池を想定して策定されたものであり、リチウムイオン蓄電池等の新たな種別の蓄電池や、蓄電池設備の大容量化に対応するため、これらの蓄電池設備の火災リスクに応じた基準の合理化、適正化を図るもの。</p> |
|--------|--|

| | | | |
|------|------------------|-------|-----------------|
| 議案番号 | 第3号 | 所属部課名 | こどもみらい部 こどもみらい課 |
| 案件名 | いわき市幼稚園条例の改正について | | |

いわき市立宮幼稚園について、園児数の減少に伴い廃止し条例から削除するため、所要の改正を行うもの。

(改 正 内 容)

○ 廃止する幼稚園の削除（別表（第2条関係）関係）

| 名 称 | 位 置 | 定 員 |
|------------------|-----------------|-----|
| いわき市立 宮 幼 稚 園 | いわき市内郷宮町滝12番地の1 | 90人 |

主
な
内
容

(施行日 令和6年4月1日)

摘
要

- 宮幼稚園の概要
 - ・ 構 造 鉄骨平屋建
 - ・ 延床面積 321.00㎡

| | | | | |
|------------------|--|-------|-----|-------|
| 議案番号 | 第4号 | 所属部課名 | 保健所 | 生活衛生課 |
| 案件名 | いわき市旅館業法施行条例の改正について | | | |
| 主 な 内 容 | <p>令和5年6月14日に公布された「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」により旅館業法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>○ 手数料に係る規定の改正（第12条関係） これまで事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新規の許可申請として22,000円の手数料を納付する必要があったが、事業譲渡による地位の承継の承認手続きに係る規定が設けられ、審査が簡略化されることから、その手数料を7,400円とする規定を追加する。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日）</p> | | | |
| 摘 要 | <p>○ 本市における旅館業の施設数（令和5年7月31日現在） 283施設</p> | | | |

| | | | | |
|------------------|--|-------|-----|-----|
| 議案番号 | 第5号～第18号 | 所属部課名 | 財政部 | 財政課 |
| 案件名 | 令和5年度いわき市補正予算 | | | |
| 主 な 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度いわき市一般会計補正予算（第4号） ・ 令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ・ 令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第2号） ・ 令和5年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市川部財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市常磐湯本財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市磐崎財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市澤渡財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市田人財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市川前財産区特別会計補正予算（第1号） ・ 令和5年度いわき市病院事業会計補正予算（第2号） | | | |
| 摘 要 | ○ 主な内容は別紙 | | | |

| | | | | |
|------------------|---|-------|-----|-----|
| 議案番号 | 第19号～第33号 | 所属部課名 | 財政部 | 財政課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市歳入歳出決算の認定について | | | |
| 主 な 内 容 | <p>地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度いわき市歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度いわき市一般会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市介護保険特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市競輪事業特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市川部財産区特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市常磐湯本財産区特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市磐崎財産区特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市澤渡財産区特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市田人財産区特別会計歳入歳出決算 ・ 令和4年度いわき市川前財産区特別会計歳入歳出決算 | | | |

| | | | | |
|------|--|-------|-----|-------|
| 議案番号 | 第34号 | 所属部課名 | 水道局 | 経営戦略課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>令和4年度いわき市水道事業会計未処分利益剰余金20億3,813万2,243円のうち、8億2,090万82円を減債積立金に積み立て、12億1,723万2,161円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-----|-------|
| 議案番号 | 第35号 | 所属部課名 | 水道局 | 経営戦略課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>令和4年度いわき市工業用水道事業会計未処分利益剰余金4,007万2,416円のうち、72万9,000円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------|--|-------|-----------|-------|
| 議案番号 | 第36号 | 所属部課名 | 医療センター事務局 | 経営企画課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市病院事業会計決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度いわき市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-------|-------|
| 議案番号 | 第37号 | 所属部課名 | 生活環境部 | 経営企画課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>令和4年度いわき市下水道事業会計未処分利益剰余金16億4,570万5,031円のうち、8億9,175万3,557円を減債積立金に積み立て、7億5,395万1,474円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-------|-------|
| 議案番号 | 第38号 | 所属部課名 | 生活環境部 | 経営企画課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市地域汚水処理事業会計利益の処分及び決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>令和4年度いわき市地域汚水処理事業会計未処分利益剰余金1,449万8,876円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------|--|-------|-------|-------|
| 議案番号 | 第39号 | 所属部課名 | 生活環境部 | 経営企画課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市農業集落排水事業会計決算の認定について | | | |
| 主な内容 | <p>地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度いわき市農業集落排水事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの。</p> | | | |

| | | | | |
|------------------|---|-------|------|-----|
| 議案番号 | 第40号 | 所属部課名 | 消防本部 | 警防課 |
| 案件名 | 財産取得について | | | |
| 主 な 内 容 | <p>「高規格救急自動車」</p> <p>令和5年度消防車両整備事業として、救急需要に的確に対応するため、老朽化した高規格救急自動車を更新するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 高規格救急自動車</p> <p>2 数 量 1台</p> <p>3 取得価格 金30,745,000円</p> <p>4 取得の目的 常備消防用</p> <p>5 取得の方法 指名競争入札による物件供給契約</p> <p>6 納 期 令和6年2月29日</p> <p>7 物件の供給者 いわき市内郷御台境町新町前3番地の4 福島日産自動車株式会社いわき平店 店長 箭内喜美雄</p> | | | |
| 摘 要 | <p>○ 配備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常磐消防署 | | | |

| | | | | |
|------------------|---|-------|------|-----|
| 議案番号 | 第41号 | 所属部課名 | 消防本部 | 総務課 |
| 案件名 | 財産取得について | | | |
| 主 な 内 容 | <p>「消防団CD-I型消防ポンプ自動車（2WD）」</p> <p>令和5年度消防機械整備事業として、消防団の災害出動時における消火活動の向上を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。</p> <p>1 取得物件の名称 消防団CD-I型消防ポンプ自動車（2WD）</p> <p>2 数 量 1台</p> <p>3 取得価格 金23,100,000円</p> <p>4 取得の目的 非常備消防用</p> <p>5 取得の方法 指名競争入札による物件供給契約</p> <p>6 納 期 令和6年2月29日</p> <p>7 物件の供給者 宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目8番55号 株式会社モリタ仙台支店 支店長 高岡 雄 二</p> | | | |
| 摘 要 | <p>○ 配備計画</p> <p>・ 第7支団 1台</p> | | | |

| | | | | |
|------------------|--|-------|------|-----|
| 議案番号 | 第42号 | 所属部課名 | 消防本部 | 総務課 |
| 案件名 | 福島県市町村総合事務組合規約の変更について | | | |
| 主 な 内 容 | <p>田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、当該事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び当該事務組合規約が変更となることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p style="text-align: center;">(変 更 内 容)</p> <p>1 当該事務組合規約の構成団体から、「田村広域行政組合」を削る。 2 当該事務組合規約を左横書きに改める。</p> | | | |
| 摘 要 | <p>○ 福島県市町村総合事務組合の概要 地方自治法第284条に規定する一部事務組合であり、昭和54年4月に設立されたもの。</p> <p>1 主な共同処理事務</p> <p>(1) 市町村等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 (2) 非常勤消防団員の公務上の災害に対する補償事務 (3) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務 (4) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務 (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務</p> <p>※ うち、本市に係る事務は、(2)及び(3)の事務</p> <p>2 構成団体（令和5年4月1日現在） 福島県内59の全市町村及び27の一部事務組合</p> | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-----|-----|
| 報告番号 | 第1号 | 所属部課名 | 財政部 | 財政課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市一般会計継続費精算報告書について | | | |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前田・鬼越線歩道整備事業 ・ 四ツ倉駅跨線人道橋整備事業 ・ 公営住宅解体事業（泉団地） ・ 石住小中学校解体事業 ・ 高坂小学校屋内運動場長寿命化改修事業 ・ 小名浜第三小学校屋内運動場長寿命化改修事業 ・ 平第三中学校屋内運動場長寿命化改修事業 ・ 美術館長寿命化事業 ・ 小名浜市民プール解体事業 ・ 小名浜学校給食共同調理場空気調和設備改修事業 ・ 小川支所庁舎整備事業 | | | |
| 摘要 | | | | |

| | | | | |
|------|--|-------|-----|-----|
| 報告番号 | 第2号 | 所属部課名 | 財政部 | 財政課 |
| 案件名 | 令和4年度いわき市下水道事業会計継続費精算報告書について | | | |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 芳川ポンプ場自動除塵機設備改築（機械・電気）事業 | | | |
| 摘要 | | | | |

| | | | | |
|------|-----------------|-------|-----|-----|
| 報告番号 | 第3号 | 所属部課名 | 財政部 | 財政課 |
| 案件名 | 健全化判断比率等の報告について | | | |

令和4年度決算に係る健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの。

1 健全化判断比率 (単位：%)

| 区 分 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-----|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 11.25 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | 16.25 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 8.7 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | 350.0 | |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、比率欄に「—」と記載した。また、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源等が大きいことから、比率欄に「—」と記載した。

2 資金不足比率 (単位：%)

| 会 計 名 | 比 率 | 経営健全化基準 |
|------------|-----|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 工業用水道事業会計 | — | 20.0 |
| 病院事業会計 | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | 20.0 |
| 地域汚水処理事業会計 | — | 20.0 |
| 農業集落排水事業会計 | — | 20.0 |
| 卸売市場事業特別会計 | — | 20.0 |
| 温泉給湯事業特別会計 | — | 20.0 |

※ 資金不足比率については、資金不足額がないことから、比率欄に「—」と記載した。

摘 要
 ○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的
 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

| | | | |
|------|-------------|-------|-----------|
| 報告番号 | 第4号 | 所属部課名 | 土木部 道路管理課 |
| 案件名 | 専決処分の報告について | | |

主
な
内
容

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和5年4月4日、いわき市常磐西郷町忠多60番の15地先の市道忠多9号線において、道路管理瑕疵により発生した物損事故に係る損害賠償額の決定。

| 事故の種類 | 相手方 | 損害賠償額 | 専決処分年月日 |
|-------|---|-----------|----------|
| 物損事故 | <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 氏 | 金916,509円 | 令和5年8月4日 |

摘
要

○ 事故の状況等
 令和5年4月4日午前11時00分頃、被害車両が民地駐車場から後退して市道忠多9号線へ出た際、側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車体左前底部を破損したものの。

| | | | | |
|------|-------------|-------|-----|-----|
| 報告番号 | 第4号 | 所属部課名 | 総務部 | 職員課 |
| 案件名 | 専決処分の報告について | | | |

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

令和5年6月19日、[REDACTED]において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償額の決定。

主
な
内
容

| 事故の種類 | 相手方 | 損害賠償額 | 専決処分年月日 |
|-------|--|----------|----------|
| 物損事故 | [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏 | 金69,025円 | 令和5年8月8日 |

摘
要

○ 事故の状況等
令和5年6月19日午前9時00分頃、荷物搬入により訪れた事業所駐車場において公用車を後退させた際、後方確認不十分により、駐車していた被害車両に接触したものの。

| | | | |
|------------------|---|-------|--|
| 提出 | | 所属部課名 | |
| 案件名 | | | |
| 主 な 内 容 | <p>地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 公益財団法人いわき市教育文化事業団経営状況について2 一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について3 常磐湯本温泉株式会社経営状況について4 一般財団法人福島県いわき処分場保全センター経営状況について5 株式会社いわき市観光物産センター経営状況について | | |
| 摘 要 | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-------|-----|
| 議案番号 | 第 号 | 所属部課名 | 農林水産部 | 林務課 |
| 案件名 | 川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定) | | | |
| 主な内容 | 川部財産区管理委員7人のうち、1人の任期が令和5年9月28日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市川部財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。 | | | |
| 摘要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任期 4年 | | | |

| | | | | |
|------|---|-------|-------|-----|
| 議案番号 | 第 号 | 所属部課名 | 農林水産部 | 林務課 |
| 案件名 | 磐崎財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定) | | | |
| 主な内容 | 磐崎財産区管理委員7人のうち、3人の任期が令和5年9月29日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市磐崎財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。 | | | |
| 摘要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 7人 ・ 任期 4年 | | | |

| | | | |
|------------------|---|-------|----------------------|
| 諮問番号 | 第1号 | 所属部課名 | 市民協働部 男女共同・多文化共生センター |
| 案件名 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (追加提案予定) | | |
| 主 な 内 容 | <p>人権擁護委員20人のうち、2人の任期が令和5年12月31日で満了となるため、新たに推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p> | | |
| 摘 要 | <ul style="list-style-type: none">・ 委員定数 20人・ 任 期 3年 | | |